五　学校その他の施設の長の氏名及び履歴
六　教員の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
七　建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
八　実習に利用する施設の名称及び利用の概要
九　当該年度経費収支予算の細目
十　設置者が国又は地方公共団体以外のときは、設置者の資産状況

講習会の実施者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　講習科目及び時間数
二　講師の氏名、職業並びに担当する講習科目及び時間数
三　実習を行う施設の名称、所在地及び設置者の氏名、実習人員並びに実習期間
四　講習会場の名称及び所在地
五　講習開催期日及び日程
六　受講予定人員
七　講習会の実施の全部又は一部を委託する場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）

令第三条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一項第四号に掲げる事項及び第二項第一号に掲げる事項（厚生労働大臣の定める修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）とする。

令第三条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項、同項第四号に掲げる事項（入所資格、修業年限、前項の厚生労働大臣の定める修業教科目以外の修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事項（学校に係る事項を除く。）とする。

第五条の二の四　令第三条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　前学年度卒業者数
二　前年度における経営の状況及び収支決算の細目
三　前学年度教授科目別時間数及び実習の実施状況
四　学生の現在数

第五条の二の五　令第三条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　講習受講人員
二　講習実施状況の概要

第五条の二の六　令第三条の二第七項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第十六号様式によるものとする。

第五条の二の七　令第三条の二第十一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　その指定児童福祉司養成施設等をやめようとする理由
二　入所している学生の処置
三　その指定児童福祉司養成施設等をやめようとする年月日

第六条の八第一項中「法第十三条第二項第一号並びに」を削り、「第二十八条第一号」の下に「、第三十八条第二項第一号」を加え、「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第二項及び第三項中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第四項の表令第五条第三項及び第四項の項、令第五条第五項の項及び令第五条第七項の項下欄中「地方厚生局長等」を「当該学校又は施設の所在地の都道府県知事」に改める。

第十五条中「（国を除く。次条において同じ。）」を削る。

第十八条の三十八第一項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長」に改める。

第二十五条の二十三の二第一項中「又は都道府県知事」を「、都道府県知事又は指定都市の市長」に改める。

第三十九条の二第二項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第四十九条の八第一項中「第六号から第九号まで及び第十号」を「第五号から第八号まで及び第九号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　削除

第四十九条の八第一項第四号中「第二十一条の三」を「第二十一条の三第三項」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十条の二中「地方自法第二百五十二条の十九第一項の」及び「（以下「指定都市」という。）」を削り、同条の表中

第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第十八条の二十七 第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五 第十八条の四十七	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長

を

第十条第一項 第十一条 第十五条 第十六条 第十八条の二十七 第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
第十八条の三十八第一項	区分	区分（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び児童福祉法施行令（以下「令」という。）第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する令第一下この条において同じ。）、指定都市の市長又は児童相談所設置市の市長
		又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長

に、

第二十五条の二十 第二十五条の二十一		